

## 住民参加による

## ― 自治会について

#### 自治会制度等座談会の主な質問について

#### ① 自治会制度に移行しなければならないのですか

区長制度は、行政の補助機関的な側面が強く、行政主導によるものです。しかし、住民ニーズが多様化している現在、行政においては、事業予算の減少、職員数の縮小などにより、全ての住民ニーズに対応することが非常に難しくなっています。そこで、これからの地方自治のあり方としては、これまで行政が行っていた事業やサービスを自助(個人・家庭の努力)・共助(地域の結束と協力・民間企業への委託)・公助(計画策定・住民活動の補完的支援)の役割分担を行い、住民ニーズに対応する必要があります。そして、共助と公助の部分を担うのが自治会と行政です。

また、町は、計画行政ということで、計画に基づいて毎年事業を執行しています。その最上位の計画が総合計画で、平成13年3月に議会の議決を受けて、現在の総合計画が決定されています。10年間の中で自治会制度に取り組みをしていくことになっています。もう一つは、行政改革大綱ということで平成18年3月に策定しています。その実施計画の中に、平成18年度から取り組むことになっています。

#### ② 自治会の区域設定 (統合・分割) について

町では、自治会制度へ円滑に移行するためには、現在の行政区をそれぞれ単位自治会とする方向がよいと考えています。ただし、将来において、現在の行政区をそのまま単位自治会とすることに不都合が生じる恐れなどがある場合には、自治会移行前に、関係行政区同士で協議を行い、調整がつけば分割又は統合することは可能であると考えます。

また、行政区の境界変更について、現在、境界において支障があり、その解決を図りたい旨、区長からの要請があれば、町は関係行政区との協議や調整を行います。ただし、境界変更は、地域住民が主体であり、行政区同士の話し合いによって、決定することが望ましいので、行政が独断で境界を決めることは考えていません。



### ③ 自治会の加入・未加入の問題について

自治会は、住民相互の親睦だけでなく、地域を構成する全ての人々の意思を反映するものとして、地域活動 や行政との係わりにおいて、大きな役割を担っています。従って、自治会加入は個人の自由というより、当然 入るべきものと考えています。

そこで、次の方法が考えられます。一般的な自治会は、自治会規約の作成時に、「その地域に住所を有することで自治会に加入するものとみなす。」などを加える方法もあります。自治会移行後は、地域の関連団体である、子供会、PTA、老人会などと連携を図りながら加入を推進する必要があります。自治会の運営について、総会資料の説明や、活動内容のPRを行い加入を推進する必要があります。アパートの入居者などに対する未加入問題は、アパートの建設の時から、大家や管理業者との協議が大切です。自治会費に持家、借家、独居老人、単身赴任などで差をつける方法もあります。未加入者の住民には地域における防犯・防災活動、ゴミの搬出、環境美化活動などの恩恵に浴している認識を持っていただいて、辛抱強く自治会加入を行う必要があります。

### ④ 自治会の事務委託費(財政)について

現在、区長、区長代理、隣組長は、地域より推薦された人たちを町が委嘱し、非常勤の特別職になっていただいています。また、区長などの報酬を各個人に直接支払っていますが、今後、自治会になると、町は、自治会と事務委託を行い、1世帯あたりの単価契約により、今までの区長などの役員に支払っている報酬総額程度を各自治会に世帯数割で配分し、年2回に分けて支払う予定です。

- ◎事務委託の世帯数は、毎年4月1日現在の住民基本台帳による世帯数とします。
- ◎委託費は、「吉岡町自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則(案)」で定める、基本額と広報等配布世帯数加算額の2つの算出方法の合計とする予定です。

※自治会制度等座談会の主なQ&Aは、4月号にも掲載を予定しています。

# 協働のまちづくり

問合せ先 役場町政対策室 ☎54-3111(内線180)

### PART5 —

#### 自治会制度等座談会の結果についてお知らせします。

1 座談会の期日

平成18年11月11日~12月17日 午後7時から午後9時まで

2 参加者

町内13行政区で延べ 326人 1行政区当り平均25.1人

3 行政側の出席者

8人(町長・助役・収入役・教育長・総務課長・企画財政課長・町政対策室長・同係長)

4 議会側の出席者

地元町議会議員



今年度、町では第4次吉岡町総合計画や行政改革大綱の実施計画に沿って、自治会制度の導入の推進に取り組みをしています。これまで先進事例を参考に自治会制度に関する資料収集や渋川市、前橋市の自治会を訪問し、聞き取り調査など実態把握に努めました。そして、具体的な取り組みとして、4月から区長会や町議会で自治会制度の概要やスケジュールなどの説明を行い、9月には町民を対象に町・議会・区長が一体となって「みんなで考えようこれからの吉岡町」、テーマ「住民参加による協働のまちづくり」として講演会を開催しました。その後も町広報で、自治会制度の概要等を10月から2月号まで、シリーズで4回掲載しました。このような取り組み経過の中で、11月から12月にかけて町と区長会の共催により町内の全行政区で自治会制度等の座談会を実施しました。

なお、この座談会の実施にあたり、区長を始め各行政区の役員および議員の皆さまには、地域住民の参加の呼び掛けや会場準備などにご支援、ご協力を頂きましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、座談会においては、自治会制度移行への具体的な質問が数多く出されました。また、地方分権の進展や町が進めている住民参加という概念や行政と協力しながらまちづくりを進める「協働」の理念には、まだ気運や醸成が十分とはいえず、自治会制度の移行への必要性はある程度、理解はされているものの、行政からの押し付けではないか、また、現在の行政区制度でよい、などの意見も出されました。

このように座談会で出された意見や課題など、区長会や町議会と協議、検討を行ない、今後の取り組み方針を明確にして、町民の理解を得ながら、導入に向けて推進していく必要があります。

#### 6 自治会制度等座談会の主な質問について

質問及び意見の趣旨	件数
① 自治会制度に移行しなければならないのですか	13
② 自治会の区域設定(統合・分割)について	21
③ 自治会の加入・未加入の問題について	15
④ 自治会の事務委託費(財政)について	15
⑤ 役員関係について	13
⑥ 事務所の位置について	16
⑦ 自治会の具体的な内容及び移行方法について	4
⑧ 地域担当職員について	6
⑨ 自治会の仕事について	12
⑩ 地縁団体の認可について	4
① 自治会制度の住民へのアプローチについて	2
⑫ その他	59
合 計	180





